

国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金保険料についてのお知らせ

保険証の更新や保険料の免除申請の受け付けなどが始まります。保険証の有効期限が切れる人、手続きなどが必要な人は、手続方法や日程などを確認して、不明な点は担当部署にお問い合わせください。

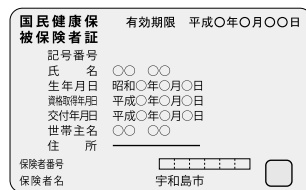
国民健康保険 保険証の定期更新 など

【問合先】 保険健康課保険業務係 ☎24 - 1111
内線2180・2134

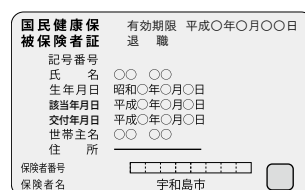
■保険証の定期更新

現在お持ちの国民健康保険被保険者証（以下、保険証）の有効期限は、平成28年7月31日(日)です。7月下旬に新しい保険証（一般＝クリーム色、退職＝薄橙色）を普通郵便で送付します。

簡易書留での郵送や窓口での交付を希望する人は、7月13日(水)までに保険健康課保険業務係または各支所市民保険係にお問い合わせください。



一般保険証（クリーム色）
見本



退職保険証（薄橙色）
見本

■臓器提供意思表示欄

臓器提供に対する自分の意思表示ができるように、保険証の裏面に「臓器提供意思表示欄」があります。臓器提供意思表示欄の記入は任意です。

【臓器移植とは】

病気や事故により臓器が機能しなくなった人に、ほかの人の健康な臓器を移植して機能を回復させる医療です。

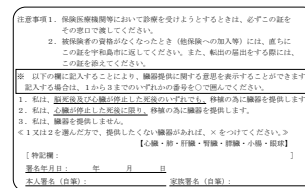
【注意事項】

▽臓器提供意思表示欄の記入の有無により、受けられる医療の内容に違いが生じることはありません。▽油性のペンで記入してください。記載内容を隠

すための保護シールが必要な人は、保険健康課保険業務係または各支所市民保険係の窓口へ。

▽記入後、内容を変更したいときは二重線を引くなどして、新たな意思を記入してください。

※詳しくは保険証と同封のパンフレットをご覧ください。



臓器提供意思表示欄付き
保険証裏面見本

■国民健康保険の手続きにはマイナンバー（個人番号）が必要です

届出などを窓口で提出するときには、「世帯主と対象者全員分の個人番号確認書類（個人番号カード、通知カードなど）」と「窓口に来る人の本人確認書類」を持参してください。

※本人確認書類は、次の一覧を確認ください。

別世帯の人が窓口に来るときは、任意代理人の人は委任状を、法定代理人の人は戸籍謄本などその資格を証明する書類を持参してください。

【本人確認書類一覧】

官公署などの発行する顔写真が入ったもの (いずれか1点の提示)	官公署などの発行する顔写真の入っていないもの (いずれか2点の提示)
<ul style="list-style-type: none"> ▷運転免許証 ▷パスポート ▷住基カード様式第2（顔写真あり） ▷個人番号カード ▷身体障害者手帳 ▷在留カード（外国人住民） ▷特別永住者証明書（外国人住民） ▷一時庇護許可書・仮滞在許可書 ▷運転経歴証明書（平成24年4月1日以降の交付） ▷療育手帳 ▷雇用保険受給資格者証 ▷精神障害者保健福祉手帳（顔写真あり） など 	<ul style="list-style-type: none"> ▷住基カード様式第1（顔写真なし） ▷医療保険証 ▷介護保険証 ▷年金手帳・年金証書 ▷各種医療受給者証 ▷保護受給証明書 ▷運転経歴証明書（平成24年3月31日以前の交付） ▷精神障害者保健福祉手帳（顔写真なし） など 【その他】 上記「いずれか2点の提示」の1つに、次のいずれかを組み合わせて2点としても可 ※次の2点のみを提示しても不可 ▷氏名および住所の記載された公共料金の領収書 ▷官公署発行の本人宛郵便物 など

後期高齢者医療制度 保険証の更新 など

【問合先】 保険健康課後期高齢者医療係 ☎24 - 1111
内線2181・2187

■保険証が新しくなります

現在お持ちの保険証(薄桃色)の有効期限は、平成28年7月31日(日)までです。8月1日(月)から新しい保険証(青色)に変わります。新しい保険証が届いたら、住所・氏名・一部負担割合などを必ず確認してください。
【対象】 75歳以上の人。または、65歳以上75歳未満の一定の障がいがある人で、本人の申請により、県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人

【一部負担割合】 1割または3割

※平成27年中の所得によって決定します。

【交付時期】 7月下旬に郵送します。8月直前になっても届かない場合や不明な点がある場合はお問い合わせください。簡易書留での郵送を希望する人は7月13日(木)までにお問い合わせください。

※8月以降に75歳になる人の保険証は、誕生日の前月に送付します。

■限度額適用・標準負担額減額認定証

限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、減額証)も平成28年7月31日(日)が有効期限です。

現在所有していて次の要件を満たしている人は保険証と一緒に郵送します。新規に交付が必要な場合は、お問い合わせください。

【要件】

- ①保険料の滞納がない
 - ②平成28年度の住民税が非課税の世帯
 - ③世帯内に所得の未申告者がいない
- ※8月以降も長期入院該当の減額証が必要な人は、お問い合わせください。

■保険料の通知書を送付します

平成28年度の保険料額決定通知書を7月下旬に送付します。保険料は、1人ひとりに等しくかかる「均等割額」と、前年の所得に応じた「所得割額」の合計額です。

均等割額	46,308円
所得割額	基礎控除(33万円)後の前年の総所得金額などの9.16%

- ▷10円未満切り捨て、限度額は57万円です。
- ▷世帯の所得によって、均等割額の一部が軽減される場合があります。
- ▷所得割額を負担する人のうち、基礎控除後の総所得金額などが58万円以下の人は、所得割額が5割軽減されます。
- ▷制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被扶養者だった人は、所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減されます。

※納付方法は、「特別徴収」(年金から天引き)、「普通徴収」(納付書・口座振替で納付)の2通りがあります。納付方法が変更されている人もいますので、通知書を確認ください。詳しくは、保険証と同封の「制度の案内」をご覧ください。

国民年金 保険料の免除申請開始

【問合先】 市民課国民年金係 ☎24 - 1111内線2133
宇和島年金事務所国民年金課 ☎22 - 5344

■多段階の一部(全部)免除の受付を7月から開始

国民年金保険料(平成28年度月額1万6,260円)の支払いが経済的に困難な場合は、「保険料の全額免除又は一部納付制度」をご利用ください。

全額免除・一部納付(一部免除)は、本人と配偶者と世帯主の前年所得により審査されます。それ以外には天災・失業・倒産などの理由に限られます。

【「免除」と「未納」の違い】

「全額免除」と「未納」には大きな違いがあります。

まず、「全額免除」は年金を受給する際の加入期間として算入できますが、「未納」は算入されません。

次に、受給権が発生した後、全額免除期間は2分の1が国庫支出金で賄われますが、未納であった期間については支給額は0円です。

また、未納の状態では障害年金の請求権も発生しません。納付が困難な場合はご相談ください。

【ご注意ください】

一部納付制度は、一部納付額を支払わなかった場合、一部免除が無効になるため、将来の老齢基礎年金の額には反映されません。また、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。詳しくはお問い合わせください。